

法 令等遵守状況」の審査結果は、全40項目のうち、下から2番目の評価であるPC（一部履行）が10項目、一番下の評価であるNC（不履行）が1項目という結果でした。

法令等遵守状況の審査結果は、第3次審査と比べて大幅に改善しましたが、これは金融庁が2019年に策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、金融庁ガイドライン）が法的拘束力を有するものとされたことが大きいです。

これに対し、「有効性」の審査効性の審査項目は11項目が設定されていますが、このうち8項目が下から2番目のME（中程度）との評価を受け、最低評価のLEはありませんでした。

有効性（10）の評価項目のうち、金融機関等の事業者にと

って特に重要な項目は、103（金融機関・DNFBPの監督）と、104（金融機関・DNFBPの予防措置）です。この中で、特に重大な課題として指摘されたのが、以下の2点。

①実質的支配者の確認・検証、継続的顧客管理等の、最近導入・変更された義務について、まだ明確かつ一律の理解がなされていない（一部の金融機関を除く）

②基本的な取引モニタリングシステムや、取引スクリーニング（フィルタリング）システムは一定数の金融機関で導入されているが、どちらのシステムも誤検知率が多くその効果は限定的である

継続的顧客管理について、金融機関は金融庁ガイドラインの規定に従い、正確かつ適切な顧客情報を保つためのシステムの構築を開始しています。

しかし審査では、それが収集された顧客情報の更新およびリスト照合に限定されており、この手法に従って継続的顧客管理に係る措置を実施しても、金融機関が顧客の特性と業務内容を結びつけ、予測される顧客の取引パターンからの逸脱の可能性を検知できるようにはならないという見解でした。

また、実質的支配者の確認・検証や、取引モニタリングシステムと組み合わせた継続的顧客管理等の顧客管理措置（CDD）の導入にも大きなギャップがあり、情報更新とリスク評価の見直しを実施されていない多くの既存口座が存在していることも指摘されています。

さらに、この継続的顧客管理及び取引モニタリングについて確認されたギャップへの対応について、監督当局から一般的な期限を設定されていない点も問題視されました。

重大な課題として指摘されたポイント

- ①実質的支配者の確認・検証、継続的顧客管理等の、最近導入・変更された義務について、まだ明確かつ一律の理解がなされていないこと
- ②基本的な取引モニタリングシステムや、取引スクリーニング（フィルタリング）システムに誤検知率が多く、その効果が限定的であること

3 第4次相互審査はどんな結果だった？

継続的顧客管理が求められる背景を押さえよう

弁護士 三宅法律事務所 渡邊 雅之

ここでは、金融機関に継続的顧客管理の強化が求められるきっかけとなったFATFによる第4次相互審査について解説します。



1 FATFってどんな組織？どんな活動をしているの？

FATF（Financial Action Task Forces：金融活動作業部会）は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策やテロ資金供与対策（以下、マネロン等対策）の政府間会合の名称です。マネロン等対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立されました。2001年9月の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与対策の推進を、2012年のFATF新勧告の公表以降は大量破壊兵器の拡散金融対策にも指導的役割を果たしています。現在、日本を含むOECD加盟国を中心に、37の国・地域及び2つの国際機関が参加しています。

主な活動内容は、マネロン等対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定、参加国によるFATF勧告の遵守状況の相互審査など。2012年2月に、従前のマネロン対策の「40の勧告」、テロ資金供与対策の「9の特別勧告」を新「40の勧告」に全面改訂し、マネロン等対策を一元的に取り扱うものとされています。直近では、2021年8月30日に第4次対日相互審査報告書を公表しました。

2 FATF第4次相互審査はどのように行われたの？

第4次相互審査は、2019年10月～11月にかけて審査団が来日し、オンサイト審査が行われました。本来であれば翌年のFATF全体会合において、日本に対する審査結果が採択される予定でしたが、コロナの影響によりスケジュールは延期。2021年6月に（オンラインで）開催された全体会合において正式に採択され、同年8月30日に対日相互審査報告書がFATFのウェブサイトにて公表されました。

第4次相互審査は第3次相互審査と異なり、FATF勧告に即した法整備をしているかという「法令等遵守状況」の審査に加えて、マネロン・テロ資金供与対策の「有効性」の審査も行われました。「法令等遵守状況」の審査は、FATFの40の勧告に対して、それぞれC（履行）、LC（概ね履行）、PC（一部履行）、NC（不履行）の4段階で評価されます。「有効性」に関する審査では、High（高い）、Substantial（十分）、Moderate（中）、Low（低い）の4段階で評価されます。